

バス車内への刃物類の持ち込みは禁止となります

2018年6月に発生した東海道新幹線「のぞみ号」車内における刃物による殺傷事件を受けて、バスおよびタクシー車内の安全をより一層確保するため、旅客自動車運送事業運輸規則が改正されました。

○バスに刃物を持ち込むことができないことを明確化するため、法令の定めによる他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品等の車内への持込み禁止物品に刃物を追加し、バス車内への刃物の持ち込みは禁止となります。

<持ち込みができない主な刃物>

包丁類、ナイフ類、なた、鎌、はさみ、のこぎり など

(他のお客さまに危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除く)

○お客様の携行品の中に、他のお客さまに危害を及ぼすおそれがないように梱包されていない刃物を収納している疑いがある場合には、当社社員が携行品の内容を点検させていただくことがあります。

○なお、刃物の適切な梱包方法等については国土交通省による「刃物をバス・タクシー車内に持ち込む際の適切な梱包方法等についてガイドライン」をご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001269121.pdf>

○スケジュール

公布 2019年1月18日

施行 2019年4月 1日

【国土交通省・今般の改正に係る掲載先】

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000367.html

以 上